



防衛研究所  
The National Institute for Defense Studies

## 「新たな次元」に向かう日豪の安全保障協力

政策研究部防衛政策研究室 佐竹 知彦

NIDS コメンタリー

第 175 号 2021 年 6 月 22 日

2021 年 6 月 9 日、日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）がビデオ会議により開催された。日豪 2+2 は 2007 年 6 月に第 1 回が開催されて以来、1 年ないし 2 年おきに両国で交互に開催されており、今回で 9 度目となる。前回開催（2018 年 10 月）からおおよそ 2 年 8 ヶ月ぶりとなる今回の 2+2 で発表された共同声明は、その間に発生したいくつかの新たな事態を反映したものとなっている。

### 中国の対外姿勢に対する強い警戒

第一に、新型コロナの発生に伴うパンデミックと、その後も続く中国の対外姿勢の強硬化である。武漢で発生した新型コロナ・ウィルスをいち早く封じ込めた中国は、世界中がパンデミックで混乱する中においても、東シナ海や南シナ海における海洋権益の強化を着々と進めてきた。また新疆ウイグル自治区における少数民族への弾圧を含む大規模な人権侵害疑惑や、香港の民主化運動に対する弾圧に対する国際社会からの批判に対しても、中国側は「事実に基づかない偽情報」に基づくものであり、西側の「内政干渉」として、まともに取り合う気配を見せていない。

こうした事態を反映し、2+2 の共同声明は中国に対して異例とも言える厳しい論調となっている。前回の 2+2 共同声明では、「中国」という固有名詞が出たのは 1 度だけであり、しかもそれは「中国との建設的かつ互恵的な関係の重要性を改めて強調」するというものであった。ところが、今回の共同声明では中国の名前が 5 度も登場し、それらは全て（2021 年 1 月に成立した）「中国海警法」に対する懸念や南シナ海における海洋権益に関する主張への反対、そして新疆ウイグル地区における人権侵害や、香港の民主的制度の弱体化に対する深刻かつ重大な懸念といった文脈においてである。中国に対してこれほど厳しい論調の共同声明は、日豪のみならず日米豪の共同声明等においても例を見ない。

共同声明はまた、「台湾海峡の平和と安定の重要性」に加え、「兩岸問題の平和的解決を促す」ことについても、日豪 2+2 として初めて言及した。兩岸問題の平和的解決に関しては、2020 年 7 月の米豪閣僚協議（AUSMIN）共同声明や、2021 年 4 月の日米首脳会談における共同声明においても触れられていた。日豪 2+2 の共同声明でもこの問題を取り上げることで、日米豪がこの問題に対して一致した姿勢で臨むことを示す狙いがあるものと思われる。

共同声明はまた、近年の豪中関係の悪化を反映したものとなっている。2020 年 4 月に豪州のマリス・ペイン外相やスコット・モリソン首相が新型コロナ・ウィルス発生の原因をめぐる独立調査を要求すると、中国側はこれに激しく反発し、豪州からの農林畜産物に対する関税の引き上げや輸入停止、中国国民に対する豪州への観光自粛要請、さらには北京での豪州国籍保有者の拘束といった措置をとった。こうした措置に豪州国民は強く反発し、その結果豪中関係は 1972 年の国交樹立以降最悪のレベルにまで悪化している。

共同声明でも、日豪が「ルールに基づく国際体制を損なう、経済的な手段による威圧や安定を損なう行動に反対することにコミットする」ことが述べられるなど、中国の所謂「経済強要」（economic coercion）に日豪が一致して対応していくことが強調された。共同声明はまた、「経済安全保障」の重要性をかつてなく強調す

るとともに、同分野での一層の協力強化を確認した。具体的な協力分野として、違法な技術移転への対応、サプライチェーンの強靱性の構築、防衛産業基盤に関する連携の向上、サイバー空間での国家の行動に係る国際法及び合意された規範の適用の促進等が挙げられている。

さらに共同声明は、2021 年 1 月の米国の政権移行を踏まえ、インド太平洋地域における米国の強いコミットメントと、同盟国とのパートナーシップの再確認・再活性化の重視に対する「歓迎」を表明した。共同声明は日豪の米国との緊密な協力の重要性を改めて表明するとともに、日米豪戦略対話や日米豪印（クアッド）等の枠組みの下で、インド及び米国との協力を含めた「同志国」と引き続き協力していくことが掲げられている。

また細かい点ではあるが、前回までの共同声明では主語が「四大臣」（The Ministers）となっていたのに対し、今回の共同声明では「我々」（We）となっている。これは、前述の AUSMIN や日米 2+2 の共同声明にも見られない表現である。中国をはじめ地域の多様な問題に対して、日豪が一致して取り組んでいくことの強い意思表示して捉えることができよう。

## 防衛・安全保障協力の進展と自衛隊の「標準化」

共同声明はまた、近年の日豪 2 国間の防衛・安全保障協力の進展を踏まえ、戦略的アプローチの連携や能力の向上により、「現実世界に即した防衛協力を深化させる」ことを強調している。この観点から、2020 年 11 月に日豪間で「大枠合意」された、自衛隊と豪州軍が相手国を訪問した際の法的地位などを定めた「日豪円滑化協定」（RAA）の早期署名に向けた取り組みを加速することが確認された。

RAA そのものは、自衛隊と豪州軍が相手国を往来する際にその都度結ばれていた取り決めを纏めたものという側面が強く、必ずしも両国の関係性を劇的に変えるものではない。豪州はまた、この種の協定を複数国と締結している。国際的なスタンダードから言えば、安全保障協力を行う他国とこうした協定を結ぶのは、必ずしも特別なことではない。

他方日本にとっては、この種の協定を諸外国と締結するのは日米および国連軍地位協定を除けばこれが初めてのことであり、その意味で画期的である。日本は英国とも同種の協定締結に向けた交渉が進められているとも報じられており、仮に日豪の RAA が実現すれば、それは自衛隊が国際的なスタンダードの下、将来的に諸外国とのより実質的な協力を強化させるための、重要な布石となるかもしれない。

さらに共同声明では、2020 年 10 月に両国防衛大臣によって指示された、自衛隊法第 95 条の 2 に係る自衛官による豪州国防軍の武器等の警護任務に向けた体制の構築が完了したことも明らかにされた。今後は、共同訓練等の機会を通して自衛隊が米軍のみならず、豪州軍の武器等を防護する機会が増えることになる。

RAA 同様、共同行動をとる友好国の軍のアセットを守ることは、国際的に見れば標準的な行動である。自衛隊による武器等防護は平時か非戦闘地域に限定され、またその対象も「我が国の防衛に資する活動に現に従事している」米軍等の部隊に限定されるなど、依然として制約も多い。とは言え、これが日豪防衛協力の運用面における強化に繋がれば、「準同盟」としての両国の協力はより実体を伴うものになる。RAA 同様、豪州軍への武器等防護もまた、自衛隊の活動の「普通化」（normalization）ないし国際的な「標準化」（standardization）に向けた動きの一つと位置付けることができる。そしてそれは、冷戦後豪州が一貫して日本に望んできたことでもある。

## おわりに

以上見てきたように、今次の 2+2 共同声明は、特に 2020 年以降の新型コロナ・ウィルス発生後に急速に悪化した戦略環境を踏まえたものであり、そうした戦略環境の悪化に対応するべく安全保障・防衛面を含む日豪の協力を「新たな次元」（岸防衛大臣）にまで高めることを狙ったものだと言えよう。その実現の可否は、今後両国が 2+2 で決められたコミットメントを着実に実行に移すことができるか否かにかかっている。その

鍵を握る一つの要素が、自衛隊の活動の国際的な標準化にある。

また共同宣言で示されたように、日豪間の協力事項は、経済安全保障やインフラ開発、サプライチェーンの強靱化や（本稿では触れなかったものの）いわゆる「偽情報（disinformation）」への対応といった、多岐に渡る分野にまで及んでいる。こうした多様な問題については、日豪のみならず、米国やインドを含む他の域内・域外諸国との連携が不可欠である。日豪の協力を軸に、地域諸国と多様な問題について協力するための枠組みをいっそう強化していくことが求められている。

## プロフィール

profile

政策研究部

防衛政策研究室

主任研究官 佐竹 知彦

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。  
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。  
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>